

酒田市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

犯罪や非行をした人の多くは、事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていきます。けれども中には、再び犯罪や非行をしてしまう人もいます。こうした再犯者を減らすことが、犯罪のない安全な社会を築くためには重要です。

全国の刑法犯の認知件数は平成8（1996）年以降、毎年戦後最多を記録し平成14年（2002）にピークを迎えましたが、犯罪抑止のための様々な取組の結果、平成15（2003）年以降、減少傾向にあります。一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、平成28（2016）年には約半数の48.7%となり、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘されました。平成28年（2016）12月に公布、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）の第8条第1項で、市は国の再犯防止推進計画を勘案して、地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

酒田市では、犯罪をした人達等が立ち直り、地域社会の一員として、共に生き支え合う地域共生社会を実現し、その結果として、地域の住民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせるまちを目指して再犯防止を推進するため、今回、第4期酒田市地域福祉計画の策定に合わせ、罪に問われた人等の円滑な社会復帰のための支援を進めるため、酒田市再犯防止推進計画を策定するものです。

“だれ一人取り残さないやさしい社会”

これは、犯罪を犯した者も例外ではありません。犯罪を犯した者がその罪を償い、深い反省にたち、その後の人生を地域の一員、社会の一員として安心して生活していけるよう支援します。

2 計画の位置づけ

○酒田市再犯防止推進計画としての位置づけ

平成28年（2016）12月に公布、施行された「再犯防止推進法」第8条第1項に規定に基づき、国計画を勘案し市町村再犯防止推進計画として定めるものです。

○第4期酒田市地域福祉計画としての位置づけ

第4期酒田市地域福祉計画と一体の計画として位置づけて進めていくものです。

3 計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

4 計画の基本方針

再犯防止推進法の基本理念、国計画の基本的な考え方を踏まえ、本市の実情に応じた再犯防止施策を推進していくこととします。

5 現状と課題

市民アンケートや、関係団体による「酒田市再犯防止推進計画策定のための意見交換会」を開催し、酒田市の課題や計画に盛り込むべき事項について確認しました。

- 住居や収入がないことが再犯につながるケースが多く、しっかりとした生活基盤を作る必要があります。要支援者が自力で住居や就労先を探すのは困難な場合が多いため、出所時に、その後の安定した生活のための適切な医療や福祉サービスにつなげることが重要です。
- 依存症を抱えたまま出所しても、適切な医療や福祉サービス等に結びつかないと再犯につながる可能性があります。
- 支援に関する会議への参加や協力依頼など、支援している保護司の負担が大きく、また活動には限界があり、地域社会全体で支える仕組みをつくる必要があります。

6 施策の柱と具体的施策

以下の3つの柱について、本市をはじめ、国や県並びに関係機関等が連携して進めていきます。

（1）生活安定のための支援

①住居の確保

- しっかりした生活基盤を作るため、住宅確保要配慮者に対して、公営住宅の利用をはじめ、住宅の確保に向けた相談に対応します。

②就労支援や社会参加の促進

- 安定した収入を確保するため、就労支援のための相談体制を構築するとともに、公益活動など、就労に限定しない様々な形での社会参加のための支援を行います。

③ 保健医療、福祉サービスの利用促進

- 出所後の安定した生活のため、適用可能な保健医療制度や福祉サービスを活用することで、本人の生活維持と安定を図ります。

(2) 市民理解の深化

①差別意識の除去

- 犯罪をした者等に対する差別をなくするため、警戒心や偏見の解消、地域での受け入れのための意識啓発活動などを進めます。
- 市内の小中学校での活動、市内各所での街頭広報活動等の「社会を明るくする運動」を行い、地域住民及び小中高生への再犯防止の周知、意識啓発活動を行います。

②犯罪者特性への理解

- 依存症や認知症などを原因とする犯罪や、知的障がいなど個人の特性を原因とする犯罪行為に関して理解を得るための学習機会を提供し、併せて、周知・啓発活動を行います。

③広報・啓発活動の推進

- 保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力事業主会等、更生保護活動に取り組む団体等の活動内容の周知、広報に努め、活動への理解を促進し、保護司の人材育成及び協力者の確保を図ります。

(3) 民間団体との連携強化と相談支援体制整備

①民間ボランティアの活動に対する支援の充実

- 犯罪をした者等の生活安定に協力していただける民間ボランティア活動を支援します。また、民間団体が行う活動への参加、ボランティア募集の呼びかけや、保護司募集の呼びかけがあった際に協力します。
- 保護司をはじめとする民間の各団体の活動について、ホームページ等を活用し周知を図ります。

②社会復帰支援ネットワークの構築

- 地域における受け入れや支援が円滑にできるよう、医療・福祉機関、地域の民生委員等との日常的な情報連携を行います。
- 犯罪を犯した者等の社会復帰を支援するため、関係機関によるネットワークを構築します。地域生活定着支援センターからの情報を共有し、情報交換の場を設けます。

《参考》

山形県の刑法犯検挙者数（1月から12月までの合計）

	H28	H29	H30	R1	R2
人数	1,910	1,699	1,693	1,514	1,505

（山形県警察本部ホームページより）

山形県における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

	H28	H29	H30	R1
人数	862	788	793	672
再犯率(%)	45.1	46.4	46.8	44.4

（山形県再犯防止推進計画より）

山形県の保護司の数、充足率の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
保護司数	639	643	640	641	630
充足率(%)	95.9	96.5	96.1	96.2	94.6

（山形県再犯防止推進計画より）

受刑者が出所にあたり不安に思うこと

（仙台管区内の矯正施設入所者45名から回答）

	回答者数	回答率
仕事関係	30	66.7
住居関係	23	51.1
お金がないこと	23	51.1
頼れる人がいないこと	20	44.4
家族との関係がうまくいかないこと	10	22.2
借金があること	4	8.9
病気・健康のこと	21	46.7
薬物依存があること	1	2.2
また悪いことをしそうなこと	4	8.9
就学・復学のこと	0	0
その他	13	28.9
無回答	1	2.2